

## 第2回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時 令和元年9月18日（水）午前10時から正午まで

場 所 京都産業大学 むすびわざ館3階302教室

〒600-8533 京都府京都市下京区中堂寺命婦町1-10

TEL：075-414-5840 FAX：075-414-5837

### 会議次第

1 開 会

2 説明事項

（1）前回委員会の概要について

（2）平成31年度京都府いじめ調査（1回目）結果について

（3）京都府いじめ調査実施要項について

3 そ の 他

4 閉 会

## 第 1 回京都府いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時：令和元年 5 月 22 日（水） 午前 10 時から同 11 時 30 分
- 2 場 所 京都産業大学 むすびわざ館 3 階 302 教室
- 3 出席者 【委員】 7 名（欠席なし）  
【府教委】 指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他  
【傍聴者】 なし

### 4 概 要

事務局からの説明

- （1） 前回委員会の概要について
- （2） 平成 31 年度京都府いじめ調査について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

事務局からの説明

### （1） 前回委員会の概要について

- 前回の委員会では、「平成 30 年度京都府いじめ調査（2 回目）の結果」、また、「平成 31 年度京都府のいじめ防止等事業・施策」について説明した。調査結果における「数値の割合の示し方について、市町村ごとの児童生徒数に対する認知や解消の割合を示すことができないのか」という意見があった。また、「府教育委員会として、いじめ調査の結果をどのように捉えているのか」という質問もいただいた。

今年度もいじめ調査を実施することとなり、次回 9 月の本委員会において、1 回目の結果を報告することとしているが、報告の内容については検証したい。

京都府のいじめ防止等事業・施策についても意見をいただいた。今年度より、8 市町の教育支援センターに SC や SSW、心の居場所サポーターを派遣する事業を開始した。不登校の支援事業ではあるが、前回説明をしたこの事業が動き始めている。

### （2） 平成 31 年度京都府いじめ調査について

- ① いじめ調査の実施要項、留意点、追跡調査及び、集計、アンケートについて説明。

【児童虐待に関して】

- いじめ調査の留意点に保護者等から虐待の疑いがある場合について記述されているが、教師からの暴力や性虐待について SOS を言える場面が必要であると考えられる。

- 虐待の疑いがあると判断した場合は記述のとおり、虐待防止法に基づき、いじめとは別の対応が必要である。また、児童生徒の訴えは個人ではなく組織として判断することとしており、正しく受け止められるよう努めているが、教職員の不適切な指導についても引き続き教職員に指導していきたいと考える。
- 「市町村や児童相談所、警察との情報共有」ではなく、児童相談所には「通告」ではないのか。警察には情報共有でも構わないが、表現を次年度以降、検討していただきたい。
- いじめ調査の実施要項及び調査における留意点については、次回以降、文言や表現を検討していきたい。

【本人の了解に関して】

- 「本人の了解なしに本人以外の者に見せたり、渡したりすることがないように」という文言について、学校現場はどう考えているのか。法定代理するのは保護者であるが、虐待の加害者である保護者に伝えることにより、千葉県野田市での問題となった。虐待事案であるならば、子どもと保護者の争いであるから別人格とするべきだと考える。いじめ対応では保護者が開示を求められれば、見せる場合もある。「いじめ」と「虐待」について、校内での研修が必要であると考え。
- いじめ防止対策推進法の基本的な考え方からは保護者に見せることが原則であるが、親の虐待となると状況は変わってくる。いじめ調査は虐待に絡んでくる問題が出てくる可能性があることについて、文言が適正であるか、リスクを含んでいることも踏まえ検討いただきたい。
- 被害児童生徒の「いじめ」を保護者に理解してもらうときには見せる場合がある。見せないのは原則であるが、記載の解釈にも幅がある。書き方について他の府県や文科省の事例を参考にしながら検討したい。

【校内いじめ防止組織体制】

- 結果の公表について、結果の報告と公表と示されているが、学校内のいじめの組織体制とつながっているかの確認が必要である。また、校内のいじめ対策組織で情報や分析の共有を行う必要があり、実施要項にも明示する必要がある。
- 実際の現場で、スクールカウンセラーなどを交えて、いじめ調査の結果を検証したりしているのか。

【外部者の検証、分析】

- 教職員以外の外部の例示として、学校評議員とスクールカウンセラーとしか示していない。それ以外はだめなのか。また、学校評議員という表現もどうなのかと思う。学校運営協議会委員ではないのか。
- 学校評議員の場合もあるし、学校運営協議会委員の場合もある。また、その他の地域人材の場合も考えられるため、例示としては「等」を追記したいと考える。
- スクールカウンセラーは学校教育法施行規則の改正により内部の者となっている。スクールソーシャルワーカーも同様であり、外部性を有しないものと解釈されているため、表現を改めるべきではないか。

- 平成 29 年度からチーム学校として、スクールカウンセラー等は学校の職員として位置づけられていることから、文言も少し古くなっている。次回以降修正を検討する。
- 留意点の教職員以外の守秘義務を有した外部者とあるが、学校評議員も守秘義務があるのか。
- 学校から委嘱されたときに守秘義務の書類を交わしていることが通例である。
- 教員以外の者の検証については、学校だけでの判断の信頼性が揺らぎ、外部者に実際のアンケートを見ていただいたり、学校としての認知の判断を検証していただくなど、多くの学校で外部者の検証に取り組んでいる。

#### 【いじめ対応ガイドライン】

- 学校ごとにいじめへの対応には、温度差があるように感じる。府教委がガイドラインや手引きを示してはどうか。
- 学校の実情に応じて対応されている。京都府の場合は認知件数も多く、その対応も多様であり、マニュアル化は難しいと考える。マニュアルを示すことによって、かえって対応が定型化・一律化してしまうと、工夫や子どもに寄り添った柔軟な対応ができなくなることも考えられる。指摘の部分は理解できるのでしっかり指導していきたい。
- 低学年には質問内容を読み上げて分かりやすく説明しているのか。アンケートに書かれていることと、実際の認知の状況はどうか。
- 認知の方法については、担任だけが認知をすることはない、アンケートの記載状況や聞き取り状況を集約し、組織として検討し認知を行っている。個別の面談についても、休み時間や昼休みを活用し、3～4週間かけて聞き取りを丁寧に行っている事例もある。また、低学年への配慮については、紙のアンケートではなく、子どもたちに、顔を伏せさせて手を上げさせるなどをすることもある。加えて面談で、「手を挙げた、挙げなかった」ことを踏まえて、詳しく聞き取りをするなど対応している。

#### 【市町（組合）教育委員会のいじめに対する取組】

- 府のいじめ調査について、市町（組合）教育委員会の伝え方や取組み、姿勢にも温度差があると思う。自分たちの問題として市町（組合）教育委員会が取り組まなければならない。難しいとは思いますが、府教委としてそのあたりの状況を把握しているのか。
- 教育委員会によっては、いじめ調査の状況について、どのように聞き取りをしたのか、誰に報告したのかまで記した個票のようなものを作成している。その都度、情報を更新しており、その児童が義務教育が終了するまで追いかける仕組みをとっているところもある。このような各市町（組合）教育委員会の仕組みを広く伝えて、共有していきたい。
- 法律で決まっていることをしっかり行っていくことが大切である。その学校の基本方針に沿って、いじめをどのように扱っていくのかなど、外部から見れば、

その学校が学校のいじめ基本方針を公表するとともに、学校内にいじめに特化した学校内の組織が設置されているかが問われる。

学校特有のスタンダード性があるのであれば、法改正に伴って、いじめ対策の指導教員を置くことなどが検討されているが、チーム対応している中の一人が発言力と知識を持っていれば、学校を回せるはずである。市町（組合）教育委員会でそういった人材を育てるよう研修会等を開催することも重要である。マニュアルが効果的かどうかは疑問であり、既存のものをしっかりやっていくことも大切である。

#### 【いじめによる自殺防止】

- 子どもの命を守る視点で学校現場はいじめを捉えなければならない。生徒間のいじめ事案に対し、隠蔽とか、見て見ぬふりをするのがないようにすることが重要である。いじめをなくすためには生徒指導が大切である。一人で抱えすぎないこと、叱るべきは叱る、いじめを許さないことを徹底させていただきたい。生徒指導を組織的に取り組むことが大切である。新たにマニュアルを作るよりは学校体制で生徒指導を充実させるべきである。

#### 【総括】

- 次年度に向けて、実施要項の文言の修正が必要ではないかと思う。いじめ調査は認知するための一つのツールである。調査における認知するためのルールが必要である。それと同時に、調査によって教員のいじめの感度を維持する役割を持っている。いじめに関して組織的対応が重要であり、実施要項にもそういった内容を含む必要があるのではないか。また、結果の検証について、組織的に外部を含め検証する仕組みを示すことや結果を受けた組織の見直し等も、入れていくというニュアンスを入れてもいいのかと思う。文言の不十分な点と合わせて見直していただきたい。より良い実施要項で現場が機能するようにしていただきたい。

#### ② いじめ防止対策推進法の改正問題について説明

いじめ防止対策推進法は附則により3年を目途として、施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときには、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとなっている。本法は議員立法であり、現在、検討されているが、まだまだ不確定である。今後、動向を注視していきたい。改訂の内容によっては本委員会で検討が必要な動向も出てくるかもしれない。

#### ③ 不登校児童生徒支援拠点整備事業についての背景、事業内容等を説明

本事業が動き始めた。いじめを起因とする不登校がいる可能性がある。この事業は8市町で実施しており、SC や SSW、心の居場所サポーターを支援センターに派遣し、センター職員、学校と連携を図り、通所している児童生徒への支援や通所できない児童生徒への支援を行っている。

- 不登校児童生徒支援拠点整備事業の成果をどのように検証していくのか。

- 始まったばかりではあるが、配置されている教育支援センターを訪問し計画の確認や活動を把握したいと考えている。教育支援センターの通所児童生徒が増えることがいいというのではなく、教育支援センターの機能の発揮の仕方などを検

証していきたい。来年度の施策を考えるうえでも、その成果を把握する必要がある。今回、教育支援センターに配置したが、今後、どこに配置すれば効果があるかも含めて検証していかなければならないと考えている。

- 教育支援センターは従来、適応指導教室と言われていた。適応指導教室はその場所に通所することに意味がある。教育支援センターはそのことに加え教育現場に対して支援する仕組みがある。教育支援センターは通所ができないけれども、支援が必要な児童生徒も対象となっている。通所を希望しない不登校児童生徒、あるいはひきこもりになっている児童生徒への支援の中で、本委員会の立ち位置で言うと、人間関係を背景に不登校に陥った児童生徒は、ある意味「いやな思いをした」ことがあるのではないかと、「いじめ」ではないかという視点を持つことが大切であると考えます。不登校について、「いじめ」が起因していないか検証することが大切である。教育支援センターでの聞き取りや面談、相談活動の中で、「いじめ」「いやな思い」という絡みがなかったのか等、支援センター通所の児童生徒への独自アンケートなども必要ではないかと思う。
- 教育支援センターの機能を拡充するということは、通所を希望している児童生徒のみを対象にするのではなく、それぞれの地域の不登校児童生徒の実情に応じて対応する必要がある。場合によっては学校との連携や民間団体との連携が必要な場合もある。教育支援センターがネットワークの核となるような機能を目指していきたい。

## 別紙 1

# 平成 31 年度いじめ調査(1 回目)の実施について (概要)

### 1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

### 2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

### 3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校 1・2・3 年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

### 4 調査の実施

- (1) 1 回目の調査は 3 の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。
- (2) 1 回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和 2 年 1 月末までに追跡調査を実施する。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

### 5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。)
未解消	○次の 3 区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。)

- (2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

### 6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

平成31年度いじめ調査(1回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数		前年から連続して未調査者数(内数)
				家庭訪問による調査(内数)		
小学校	205	59,915	59,649	31	266	156
中学校	97	29,675	29,453	219	222	88
合計	302	89,590	89,102	250	488	244

(2) アンケート方法 (単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	176	22	79	9
無記名式	7	0	7	2
合計	183	22	86	11

2 認知件数及び解消・未解消件数 (単位:件)

	小学校							中学校						
	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
府立								12	0	12	0	0	0	0
向日市	678	38	385	98	157	0	0	81	1	68	3	9	0	0
長岡京市	901	19	473	160	249	0	0	90	1	51	24	14	0	0
大山崎町	109	20	89	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0	0
宇治市	1,370	5	1,259	73	33	0	0	160	1	98	21	40	0	0
城陽市	856	15	624	107	110	0	0	91	1	52	14	24	0	0
八幡市	688	0	466	81	141	0	0	54	0	36	4	14	0	1
京田辺市	810	1	551	85	173	0	0	45	0	36	5	4	0	0
木津川市	1,322	6	1,221	82	13	1	0	102	1	93	8	0	0	0
久御山町	190	0	164	11	15	0	0	23	0	8	5	10	0	0
井手町	48	0	43	4	1	0	0	6	0	4	2	0	0	0
宇治田原町	56	0	43	13	0	0	0	7	0	4	0	3	0	0
精華町	537	0	436	49	52	0	0	25	1	9	10	5	0	0
相楽東部連合	34	0	33	1	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0
亀岡市	711	24	586	67	34	0	0	75	1	51	13	10	0	0
南丹市	74	0	57	16	1	0	0	11	2	7	2	0	0	0
京丹波町	83	0	61	14	8	0	0	5	0	5	0	0	0	0
綾部市	369	5	246	41	77	0	0	25	0	11	13	1	0	0
福知山市	724	46	404	64	210	0	0	74	0	51	12	11	0	0
舞鶴市	854	0	743	104	7	0	0	161	0	115	46	0	0	0
宮津市	151	7	86	49	9	0	0	37	0	11	18	8	0	0
京丹後市	422	8	319	28	67	0	0	43	0	37	5	1	0	0
伊根町	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	95	0	43	29	23	0	0	18	0	9	9	0	0	0
中学校組合								11	0	11	0	0	0	0
合計	11,086	194	8,336	1,176	1,380	1	0	1,170	9	793	214	154	0	1

※上記、重大事態は未解消の内数

3 いじめの態様 (単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	6,144	2,168	3,127	1,458	357	777	1,482	207	1,024	16,744
中学校	811	129	213	79	18	51	81	64	103	1,549

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況 (単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	29	50
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	66	71
フリースクール等の学校以外の施設に通所	166	84
病気・入院等により調査ができない。	3	9
その他	2	8
合計	266	222



# 平成31年度いじめ調査(1回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

## 1 アンケート調査の状況

### (1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	
				前回から連続して未調査の数(内数)	
高校	32,069	31,965	28	104	5
特別支援	1,624	1,614	11	10	1
合計	33,693	33,579	39	114	6

### (2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47	0	33	4
無記名式	0	0	2	0
合計	47	0	35	4

※特別支援学校については、小、中、高等部の発達段階に応じて、様式がそれぞれ異なる場合があり、11校以上となっている。

## 2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態		
			見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導
高校(全日制)	265	22	142	54	47	0	0	0
高校(定時制)	32	3	15	8	6	0	0	0
高校(通信制)	4	0	3	1	0	0	0	0
高校合計	301	25	160	63	53	0	0	0
特別支援学校	133	21	54	18	40	1	0	0

※上記、重大事態は未解消の内数

## 3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	169	37	18	3	5	17	15	22	26	312
高校(定時制)	18	3	1	0	0	1	5	2	7	37
高校(通信制)	3	0	1	0	0	0	0	0	0	4
高校合計	190	40	20	3	5	18	20	24	33	353
特別支援学校	90	12	28	6	4	9	16	4	5	174

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

## 4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	6	8	—	5
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	32	2	—	3
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	18	3	—	—
休学中、または休学の手続き中である。	12	3	—	—
施設に入所中である。	0	0	—	—
留学中である。	2	0	—	—
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	10	4	—	—
病気・入院等により調査ができない。	4	0	—	1
その他	0	0	—	1
合計	84	20	※	10

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(平成30年度・31年度1回目)について

1 対象児童生徒数

学校種	平成31年度						平成30年度											
	1回目調査			2回目調査			1回目調査			2回目調査								
	学校数	在籍者数	調査数 家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数 前年から連続して未調査の数(内数)	学校数	在籍者数	調査数 家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数 前年から連続して未調査の数(内数)	学校数	在籍者数	調査数 家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数 前年から連続して未調査の数(内数)						
小学校	205	59,915	59,649	31	266	156	207	61,154	60,917	30	237	158	207	61,135	60,870	34	265	197
中学校	97	29,675	29,453	219	222	88	97	29,890	29,670	141	220	98	97	29,932	29,687	213	245	163
高等学校	47	32,069	31,965	28	104	5	47	33,357	33,206	59	151	4	47	33,012	32,871	49	141	20
特別支援学校	11	1,624	1,614	11	10	1	11	1,550	1,548	5	2	1	11	1,539	1,536	8	3	1
計	360	123,283	122,681	289	602	250	362	125,951	125,341	235	610	261	362	125,618	124,964	304	654	381

2 認知・解消件数

学校種	平成31年度												平成30年度											
	1回目調査						2回目調査						1回目調査						2回目調査					
	認知	解消	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	重大事態 要支援
小学校	11,086	194 1.7%	8,336	1,176	1,380	0	1	0	0	12,443	372 3.0%	9,015	1,473	1,583	0	0	0	10,682	461 4.3%	7,181	1,570	1,470	0	0
中学校	1,170	9 0.8%	793	214	154	0	0	1	1,144	15 1.3%	731	234	164	0	0	0	935	77 8.2%	520	194	144	0	0	
高等学校	301	25 8.3%	160	63	53	0	0	0	307	23 7.5%	186	44	54	1	0	0	270	25 9.3%	136	59	50	0	0	
特別支援学校	133	21 15.8%	54	18	40	1	0	0	120	12 10.0%	74	11	23	0	0	0	114	41 36.0%	33	13	27	0	0	
計	12,690	249 1.96%	9,343	1,471	1,627	1	1	1	14,014	422 3.01%	10,006	1,762	1,824	1	0	0	12,001	604 5.03%	7,870	1,836	1,691	0	0	

# 平成31年度京都府いじめ調査実施要項（修正案）

※下線部は修正・追記箇所

## 1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

## 2 調査対象

府内の全公立小・中・義務教育学校（京都市立学校を除く。）の児童生徒

## 3 調査方法

- (1) 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聴き取り調査を実施する。
- (2) アンケートは以下のいずれかの方法により実施する。
  - ア 別添の府のアンケートを使用して実施
  - イ 学校独自のアンケート等に別添の府のアンケートの項目を組み入れて実施
- (3) アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町（組合）教育委員会の判断により無記名も可とする。
- (4) 小学校1年生・2年生・3年生（義務教育学校にあつては該当する学年）に対しては、あるいは、その他の学年においても、児童生徒の特性または発達段階の状況に応じて、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (5) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

## 4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町（組合）教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 1回目の調査に係る追跡調査も実施すること。  
2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握をすること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。
- (4) いじめの認知、未解消の区分、重大事態、解消の判断については、担任等が抱え込むことなく、学校いじめ対策組織等で行うこと。

## 5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、未解消、解消に分けて集計する。なお、未解消のうち、重大事態については、内数で「重大事態件数」に計上集計するものとする。
  - ・ 認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
  - ・ 未 解 消：次のA・B・Cの3区分で集計する。
    - A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦

痛を感じているもの。

B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。

・解消(D)：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。

・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。」

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）。」

※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものと、報告・調査等に当たること。

(2) **各**項目ごとに「件数」を集計するとともに、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含めるものとする。

## 6 未調査者の取扱い

3の(5)により把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ未調査として計上し、あわせてその理由を報告すること。

## 7 結果の報告

1回目、1回目追跡調査及び2回目については次の期日までに京都府教育委員会まで報告すること。なお、2回目以降のいじめ事象及びいじめの追跡については、文部科学省が実施する「平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

1回目の調査

令和元年8月5日(月)

1回目の追跡調査及び2回目の調査

令和2年1月17日(金)

## 8 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について、教職員以外の外部（学校評議員、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等）の視点を取り入れた、組織的に検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

# 平成31年度京都府いじめ調査の実施上の留意点（修正案）

※下線部は修正・追記箇所

## 1 調査の実施にあたって

- (1) 各学校では調査の実施にあたり、調査の目的等を全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒に対しても、十分理解させた上で実施すること。
- (2) 今回の調査は、いじめの実態を明らかにして、早期発見、早期対応することが第一の目的であること。
- (3) アンケートはいじめを把握する手立ての一つであるが、アンケートにより全てのいじめが把握できるものではないので、実施したアンケートを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、丁寧に聴き取り調査を行うこと。
- (4) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう留意して実施すること。
- (5) 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施すること。
- (6) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努め、十分配慮して実施すること。
- (7) いじめ調査ができなかった児童生徒を「未調査者」とし、調査ができなかった理由を明確にすること。また、~~不登校であり、本人に面会ができなかった場合~~についても、いじめによる不登校でないかがないかについて疑いを持ち、~~不登校に至る経緯等に留意すること。~~状況の把握に努めること。

## 2 調査対象に関して

調査当日に在籍する全ての児童生徒を対象とする。

## 3 調査方法に関して

- (1) アンケートの実施にあたっては、調査の目的等を説明した上で実施するなど、児童生徒のいじめの実態がより正確に把握できるように努めること。
- (2) アンケートの記入にあたっては、机間指導や慎重な回収方法の工夫など児童生徒が記名でも書きやすい環境づくりに努めること。
- (3) 小学校1年生・2年生・3年生（義務教育学校にあつては該当する学年）~~に対しては、~~あるいは、その他の学年においても、児童生徒の特性または発達段階の状況に応じて、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (4) 長期欠席者等アンケートの実施が困難な場合については、個別の聴き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分考慮して実施すること。
- (5) 個別に聴き取りを行う場合、聴き取りをする時間や場所等の実施方法について配慮すること。

## 4 結果の集計に関して

- (1) 各学校において、調査結果を「いじめ調査集計票（学校用）」にとりまとめて市町（組合）教育委員会に提出する。

なお、認知したいじめについて集計する際には、認知、未解消(A・B・C)、解消(D)及び重大事態の「件数」を学年別・男女別に実人数で、また認知及び重大事態については「態様」についても集計すること。

- ・ 認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除くが、保護者等からの虐待の疑いがある場合は、本調査の

報告ではなく、組織的に対応し、市町村や児童相談所、警察との情報共有を速やかに行うこと。速やかに児童相談所に通告することともに、市町村や警察に情報共有を行うこと。

- ・未解消：次のA・B・Cの3区分で集計する。
    - A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
    - B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
    - C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
  
  - ・解消：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。
    - いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
  
  - ・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態
    - ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
    - ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）。  
※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたること。
- (2) 各項目の「件数」は、いじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。その際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う。
- (3) 「解消件数」はいじめを受けた児童生徒一人ごとに、その児童生徒に関わるすべてのいじめが解消された場合、1件として扱う。
- (4) 「いじめのアンケート」の「問2」については、各番号にチェックされていたら、その番号のいじめの態様に1をカウントする（複数回答あり）。
- (5) 集計表の「児童（生徒）数の状況」欄の「家庭訪問等で調査できた児童（生徒）数」欄については、長期欠席等により、学校においてアンケートや聴き取り調査ができなかったが、家庭訪問等で状況を把握することができた児童生徒数を調査児童（生徒数）の内数として記入する。
- (6) 家庭訪問等により状況把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ、集計表の「未調査者の状況」欄に理由ごとに計上し、報告すること。なお、理由が「その他」の場合は、その具体的な状況を記入すること。
- (7) 未調査者については、前回の調査においても未調査であった児童生徒の数を内数として記入すること。
- (8) 市町（組合）教育委員会は、「いじめ調査集計票（教育委員会用）」（別紙様式1-2、2-2）にとりまとめて、貴市町村を所管区域とする教育局あて電子媒体で提出する。
- (9) 教育局は、「いじめ調査集計票（教育局用）」（別紙様式1-3、2-3）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。
- (10) 府立高等学校附属中学校は、「いじめ調査集計票（学校用）」（別紙様式2-1）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

## 5 追跡調査について

いじめについては、被害児童生徒の立場に寄り添いながら、各校のいじめ対策組織において解消に向けて適切に対応されているところである。

その対応により、要指導(A)、要支援(B)が改善され、また、見守り(C)の状況が解消されるなど、未解消の状況がどのように改善されたかを把握し、新たな学年、学校につなげる必要がある。

このことから、調査時の状況が改善されたかどうかを追跡調査することとする。

なお、2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握をすること。

また、国及び京都府におけるいじめの「解消の定義」に基づき「解消」を判断することから、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを前提に、相当の期間(少なくとも3か月を目安とする。)いじめの行為が止んでいることが必要であることを念頭に入れながら、調査及び追跡調査の時期を設定することも大切である。

## 6 その他

- (1) 本いじめ調査の趣旨を理解し、教職員以外の守秘義務に配慮しつつ、外部者にスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等に依頼して、組織的に結果の検証に努めること。
- (2) 調査により児童生徒から回収した質問用紙は、市町(組合)教育委員会の定められた期間、保存しておくこと。**※府立学校については、原則5年間保存とする。**
- (3) 学校だより等を活用して、調査を実施することや結果の概要を保護者へ知らせるとともに、学校、家庭、地域社会が連携していじめの問題に取り組むよう努めること。
- (4) いじめ調査後のアンケート等の資料については、本人の了解なしに本人以外の者に見せたり、渡したりすることがないように配慮すること。

いじめの解決にあたり、必要があれば、本人の了解の上、被害児童生徒の保護者に対して、アンケート等の内容を情報提供することもあるが、虐待を疑う場合は、たとえ、本人が了解してもアンケート等を見せたり、渡したりすることがないように留意すること。

